

第一回

## 労働法セミナー開催



講師 鳥谷 亘氏  
丁寧に噛み砕いて説明していただきました。

7月15日(金)盛岡市大通りのリリオにて、若年者(44歳以下)を対象とした労働法セミナーを開催しました(講師:盛岡労働基準監督署第三方面主任監督官 鳥谷亘氏)。労働基準法の基礎的な内容についての講義に続き、参加者との質疑応答が行なわれました。

労働契約は会社と労働者の間で自由に決められるものではなく、労働基準法を下回る内容は認められません。労働条件の明示がないことがトラブルの原因である場合が多いので、就業時間や賃金等必ず書面で明示する必要があります。その他、解雇ルール(解雇予告手当・解雇予告の除外)、時間外手当、割増の計算方法等丁寧な解説があり、**何か変だなと思った時は監督署に相談**するよう促し、締めくくりました。



講義に先立ちハローワークプラザ館長から挨拶。8月以降、名称・開庁時間に変更になること、「ブラック」と呼ばれる企業から自分自身を守るためにも労働法の知識は必要であるという話がありました。



### 参加者の声

○労働法をもっと詳しく知りたい(同様8人)。

○難しいことを考慮して話して下さったので、とてもわかりやすかったです。

○次に就職する時には気を付けて確認したい。

○(労働基準監督署は)堅苦しいイメージでしたが相談に行けるところだと分かりました。

○これから就職活動する上で参考になった。

○残業代について知らないことが多かつ

○もっと早く知っていれば相談することが

○とてもためになるので多くの人に知ってほしい。

特別企画

## 名称変更記念スペシャルセミナー

8/  
25  
(木)

概ね  
35歳  
位まで

定員  
5名

午前午後の  
2部  
構成

きやりあさぽーと盛岡からわかもの支援コーナーに名称変更し再スタートすることを記念し、若年者を対象とした特別セミナーを開催いたします。

ビジネスマナー (Part 1 10:20~12:20) をしっかり学んだら、模擬面接 (Part 2 13:30~16:10) で、いざ実践!

参加受付中!

8/1よりきやりあさぽーと盛岡はわかもの支援コーナーに名称変更しました。

**わかもの支援コーナー名称変更記念  
スペシャルセミナー**

○わかもの支援コーナーに名称変更した事を記念し、特別セミナーを開催します。  
OPart1・Part2の2部コースで原則セットでの受講となります。

開催	定員	対象	会場
平成28年 8/25(木)	5名 (定員超過)	概ね 35歳位まで	わかもの支援コーナー セミナー室

**Part1**

**ビジネスマナーセミナー**

～応募から採用まで 今更にもっと詳しく～

10:20～12:20

**Part2**

**特別企画・模擬面接**

～選考力発見、そして向上～

13:30～16:10

※申込先: 019-908-1874E  
ハローワーク盛岡東館  
わかもの支援コーナー  
盛岡市菜園1-12-18  
(盛岡駅前センタービル)  
019-908-2060

### ○セミナー風景



ビジネスマナー  
名刺の受け取り方・電話  
応対を練習します。



ステップ2  
立ち方などの  
所作の練習を  
行います。



**ハローワーク盛岡菜園庁舎  
わかもの支援コーナー**  
盛岡市菜園1-12-18  
盛岡菜園センタービル2F  
電話 019-908-2060